

子供の貧困・その背景に関する人口学的考察

永井保男

貧困と人口は、人口学にとり古くて新しく、かつ永遠のテーマである。人口学の祖であるマルサスの人口論も、貧困の背景に人口の増加があることを論じている。わが国では、少子化状態が続く中にあり、子供の貧困が社会的な話題となっている。少子化社会であり、世界経済第3位の経済大国を誇る国なのに、子供の貧困が社会問題視されるという、異常な状態が続いている。近年では、政府も政策的な動きを示し、2013年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定により、2014年に「子供の貧困対策に関する大綱について」が閣議決定された。本稿では、わが国の将来を担う子供の貧困に関して、その背景について、人口の推移と生活価値観の変化に伴う家族・世帯構成の変化など、子供たちに社会環境の変化が及ぼした要因を、人口学的な側面から探ることとしている。

1. はじめに

貧困と人口は、人口学にとって古くて新しく、かつ永遠のテーマである。有名なマルサスの人口論¹⁾は、貧困の背景に人口の増加があることを論じたものである。わが国では、人口の少子化状態が続く中で、子供の貧困が話題となっている。子供たちの人数が少ない少子化社会なのに、子供の貧困が話題となり、その一方では、世界第3位の経済大国なのに子供の貧困が社会問題視されるという、きわめて異常ともいえる状況が続いている。こうした社会情勢を背景として、政府も政策的な動きを示し始めた。近年では、2014年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱について」が閣議決定された。この内容は、2013（平成25）年法律第64号「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、子供の貧困対策に関して取り組むべき基本的な方向性を定めたものである。大綱の副題として「～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」を掲げている。

またこれより先には、2014年6月に、国民投票法案の改定が国会において審議され、憲法改正などに対する投票年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなった。次いで2015年6

1) 吉田訳（1950）。

月には、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。早晩に予想される成人年齢の見直しも含めて、好むと好まざるとにかかわらず、今まで以上に子供時代の環境や過ごし方が大切な社会環境になったともいえる。先に決定された、子供の貧困対策に関する大綱にも「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である」と明記されている。また、「貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない」とも示し、現代の社会を担う、大人の責任を改めて明確にしている。

少子化社会が進むわが国において、ともすれば社会における少数派として、その社会的存在をスローガンとしてのみ取り上げられてきた傾向がみられる子供たちについて、将来の国と社会を担うという、大切な役割を果たすのに相応しい社会の確立が今こそ望まれている。本稿では、子供の貧困に関して、その背景を人口の推移と生活価値観の変化に伴う家族・世帯構成の変化など、子供たちに社会環境の変化が及ぼした要因を、人口学的側面から探ることとしている。

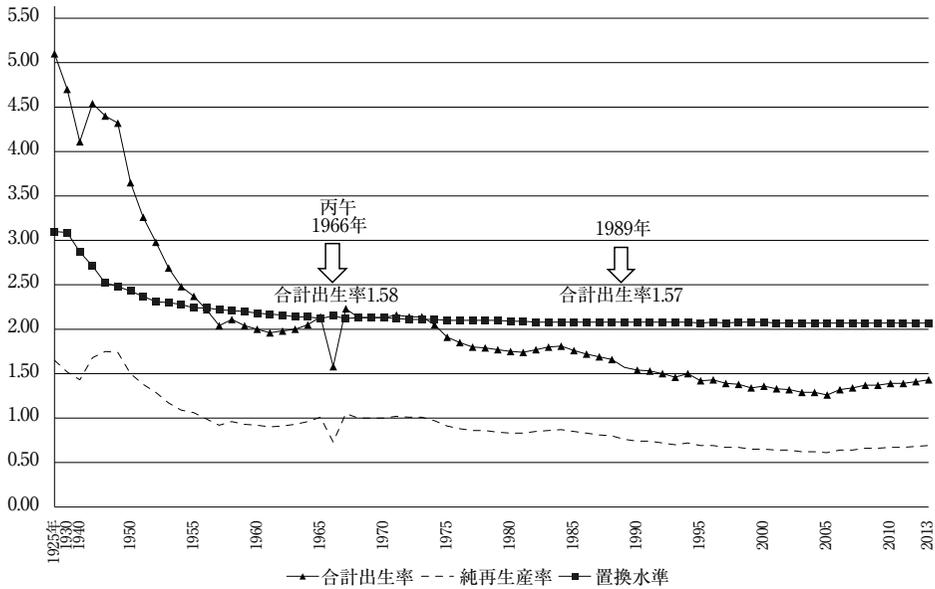
2. 少子化と子供人口の推移

2-1 出生力にみる少子化

少子化とは、一般的に出生力が人口の置換水準を継続的に下回っている状態をいう。「正確にいうと出生率が人口の置換水準以下に下がっている状態をいう。置換水準(replacement level)とは、人口を一定に保つのに必要な出生率をいい、その時の死亡率によって異なる。」²⁾図2-1には国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)の統計資料に基づき、日本の出生力動向を、合計出生率と純再生産率のそれぞれについて、人口置換水準との関係により示してある。置換水準と合計出生率をみると1956年を起点として、それまで置換水準を上回っていた合計出生率が、置換水準を下回ることとなった。少し詳しくみると1956年の置換水準は2.24であるのに対して、合計出生率は2.22となり、その前年である1955年の置換水準2.24を、合計出生率2.37が上回っている状況から逆転が生じている。また、純再生産率も時期を同じくして1を下回る状況に突入している。その後、1960年代後半から1970年代初めにかけては、1966年の丙午の迷信により合計出生率が1.58に大幅に低下した、異常な時期を挟んで、置換水準と合計出生率の間で一時的には拮抗状態となったが、以後は置換水準を下回る合計出生率の低下傾向が継続されて、1989年の1.57ショックを迎え、以後も置換水準を下回る傾向が続いている。

2) 大淵(2004) 1ページ。

図 2-1 日本の出生力動向：人口置き換え水準と合計出生率・純再生産率



(資料) 社人研「人口統計資料集」。

(出所) 筆者作成。

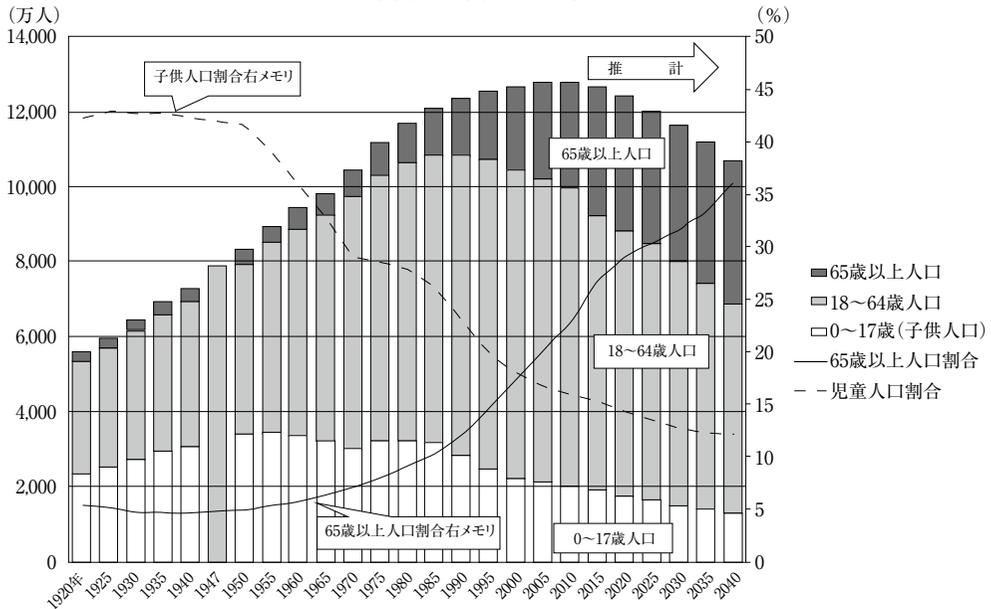
2-2 子供人口の推移

出生力の動向とともに、子供の人口はどのような推移を辿ってきたのであろうか。1920年以降2010年までの90年間について、総務省の国勢調査結果により図 2-2 に示した。図には総人口を、0～17歳の子供人口、18歳～64歳までの人口、65歳以上人口に分けて、その各々の推移と社人研による2040年までの推計値(2012年)を示してある。

子供の人口推移をみると、1920年の2,368万人、全人口の42.3%から、ピークである1955年、同39.1%の3,489万人まで、35年間にわたり増加傾向が続いた。以後は減少に転じており、2010年にはピーク時の59%となる2,045万人、全人口に対する割合も16%となり、その30年後となる2040年には、ピーク時の37%、1,305万人、同12.2%となることが推計されている。こうした子供人口の減少に伴い、高齢化の進展とともに、わが国の総人口は2010年に1億2,806万人とピークを迎えた。以後、人口減少時代に転じ、2014年の国勢調査速報値では総人口が、1億2,711万人となり、第2次世界大戦後の国勢調査実施以来で初めて、総人口の減少が確認された。以後2040年にはピーク時の16%減となる、1億728万人となることが予測されている。

このようにみると、わが国の子供人口の減少は、1955年を境として始まった。人口の置換水準を下回る、低下した合計出生率と、1を下回る傾向をみせ始めた純再生産率による出生力の動向とをあわせてみると、わが国の少子化は、1956年に始まったものと考えられる。こ

図 2-2 子供人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」、社人研「人口将来推計」。

(出所) 筆者作成。

こうした継続的な出生力の低下に伴う子供人口の減少が、高齢化の進展とともに人口総数の減少へと波及し、現在から将来に続くことになる。

3. 子供の貧困の現状

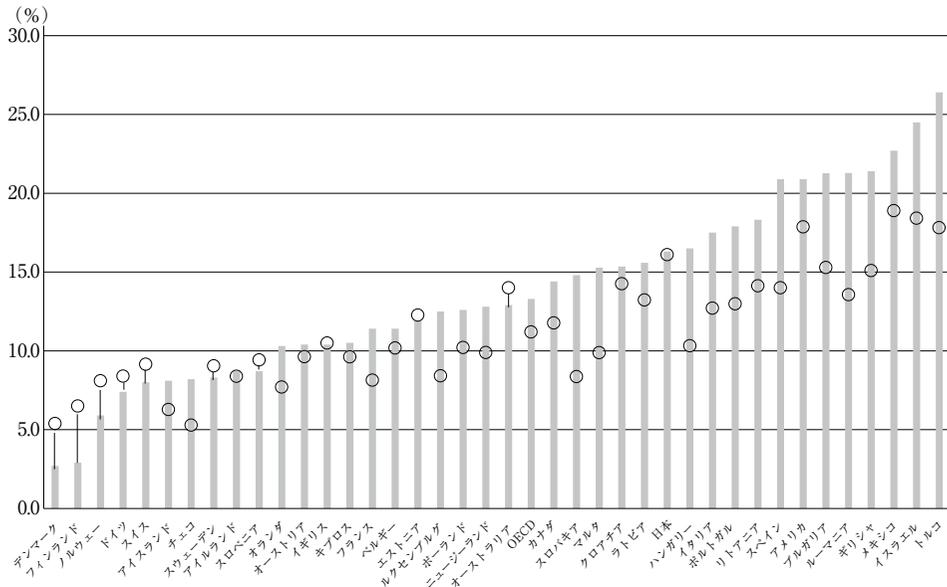
3-1 貧困率の定義と国際比較

合計出生率が丙午の年を下回る1.57を示した1989年のいわゆる1.57ショックを皮切りにして、わが国の少子化とその対策の必要性が指摘されて久しい。また近年においては少子化状態が続くとともに、世界経済規模第3位の経済大国であるにもかかわらず「子供の貧困」について、多くの指摘がなされている。一般的な指標として使われている OECD (経済協力開発機構) による「子供の貧困率と相対的貧困率指標」は、次のとおりとなっている。

各国の等価可処分所得の中央値の半分が「相対的貧困ライン」と定義され、全世帯に対する貧困ライン未満で暮らす世帯の割合を「相対的貧困率」、子供の割合は「子供の相対的貧困率」と定義されている。

各国の2012年における、子供の貧困率と相対的貧困率の状況を示したのが図3-1である。わが国の子供の貧困率は16.3となり、OECD 諸国の平均13.3よりも高く、先進国ではアメリカ20.9、イタリア17.5に次いで高い水準となっている。また相対的貧困率も16.1とアメリカの17.9に次いで高い水準を示している。わが国の貧困率は、子供の貧困率と相対的貧困率

図 3-1 OECD 諸国の子供の貧困率と相対的貧困率 (2012年)



(資料) OECD Income Distribution Database, 厚生労働省「国民生活基礎調査」。

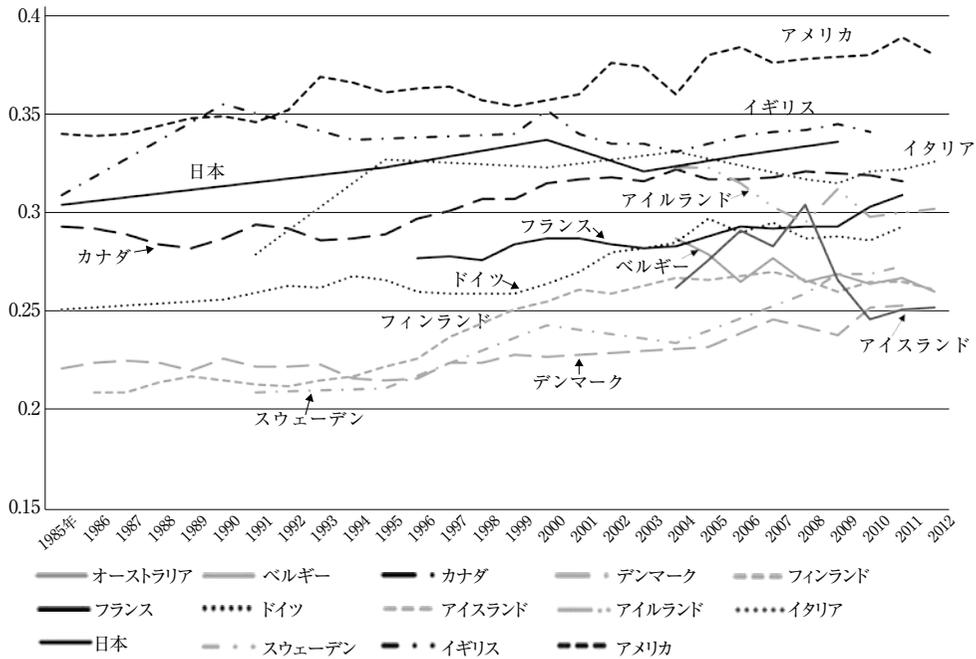
(出所) 筆者作成。

に乖離がみられないという、他の国にはない特徴がある。

子供の貧困率と相対的貧困率がともに低いのが、デンマーク、フィンランド、ノルウェーの北欧諸国と、ドイツ、スイス、アイスランドである。政策的に、高福祉高負担を掲げる諸国において、子供の貧困率と相対的貧困率がともに低い状況にあることは、興味深い点である。

こうした貧困状況の背景にあり、長期的に社会への影響を与えるのが、格差の拡大である。OECDの統計により、主要国の格差の度合いを示す、ジニ係数の動きを図3-2に示した。ジニ係数は1に近づくほど、不平等格差が大きくなることを示している。わが国とともに、ここに示した先進国の中で最も子供の貧困率と相対的貧困率が高いアメリカを始めとして、OECD諸国の中における長期的なトレンドでは、2つの貧困率が比較的低位の状況にあったイギリス、ドイツ、フランス、カナダの各国が、ジニ係数の上昇傾向を示している。とくに、大量の難民問題に揺れるドイツと、EUからの離脱問題を抱えているイギリスの今後の動向を、注視する必要がある。これらの国とは対照的に、デンマーク、スウェーデンを始めとする北欧諸国では、長期間にわたり低位のジニ係数を継続している。こうした諸国における福祉政策や労働政策などの、国民的な含意の歴史と内容を、改めて見直す時期が現在きているものと思われる。政策との密接な関係が考えられる経済格差の拡大と貧困率上昇の関係性について、先進経済大国の各国におこっている事象を、政治情勢への影響も含めて、今後注意深く検証することが必要である。

図 3-2 OECD 主要国ジニ係数の推移



(資料) OECD Income Distribution Database.

(出所) 筆者作成。

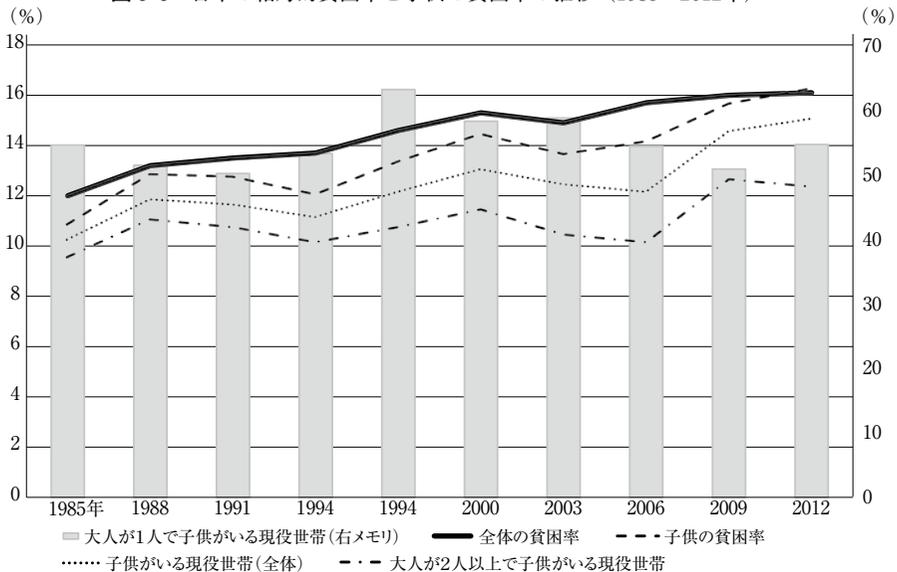
3-2 わが国の相対的貧困率と子供の貧困率の推移

経済の低迷が長期化するわが国において、子供の貧困問題が取り上げられるようになった。近年、貧困率に関するわが国の実状については、厚生労働省「国民生活基礎調査」によりその数値が公表されている。この調査結果に基づき1985年から2012年について、「子供の貧困率」と「全体の相対的貧困率」の推移を図3-3に示した。

図には「子供の貧困率」とともに、「子供がいる現役世帯(全体)」「大人が1人で子供がいる現役世帯」「大人が2人以上で子供がいる現役世帯」ならびに「全体」について、それぞれの貧困率を示してある。

全体の相対的貧困率と子供の貧困率について、1985年から2012年の約30年間をみると両方の率とも上昇トレンドがみられ、2012年には子供の貧困率が16.3となり、初めて全体の相対的貧困率16.1を上回る状況となっている。一方で「子供のいる現役世帯」をみると、「世帯全体」と「大人が2人以上で子供がいる現役世帯」で上昇トレンドがみられるものの、「大人が1人で子供がいる現役世帯」については、1985年の54.5から、経過した年により多少の変動がみられるが、2012年には54.6となり高止まりで推移していることがわかる。こうしたわが国における子供の貧困率の現況からは、長期間にわたり高止まりしている「大人が1人

図 3-3 日本の相対的貧困率と子供の貧困率の推移 (1985~2012年)



(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」。

(出所) 筆者作成。

で子供がいる現役世帯」への貧困対策が、喫緊の課題であることは論を俟たないところである。

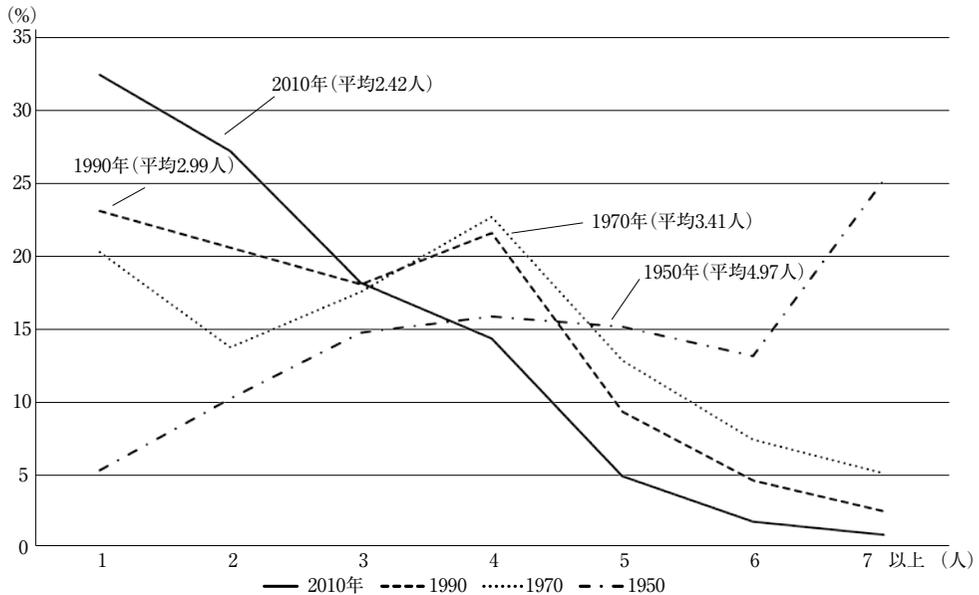
4. 子供の貧困と人口変動

4-1 社会動態と世帯の変遷

わが国の社会動態の変遷をみると、第2次世界大戦直後までは、わが国の産業形態は戦前期と同様に、農業を中心とした第1次産業主体の共同体社会が続いていた。これにより、地方と都会を問わず、それぞれの地域において、多くの子供たちは、世帯を核とした居住する地域における共同体の一員として、さらには貴重な地域の働き手として、その一翼を担っていた。また、生活の基盤である世帯・家族も平均世帯人員5人程度の大家族のもとで、日常生活を送ることとなっていた。当時の子供たちは、こうした地縁と血縁に守られた日常生活を送る環境下であり、戦後の混乱による物資の不足による貧しさや多少の不便さはあっても、現代において社会問題化しているような貧困を実感するには、ほど遠い世界であった。

子供たちの家庭生活の基盤である、世帯の人員別世帯割合の推移を示したのが図4-1である。一般世帯における第2次世界大戦直後の1950年には、平均世帯人員は4.97人、7人以上世帯割合も全体の4分の1となる25.2%であった。その後、平均世帯人員は減少を続け1970年には3.41人、4人世帯が22.7%と最も多くなった。1990年になると平均世帯人員は2.99人と3人を割り込み、世帯構成も1人世帯が23.1%と最も多くなり、2010年には、平均世帯人

図 4-1 一般世帯の人員別世帯割合の推移 (1950~2010年)



(資料) 総務省「国勢調査」。

(出所) 筆者作成。

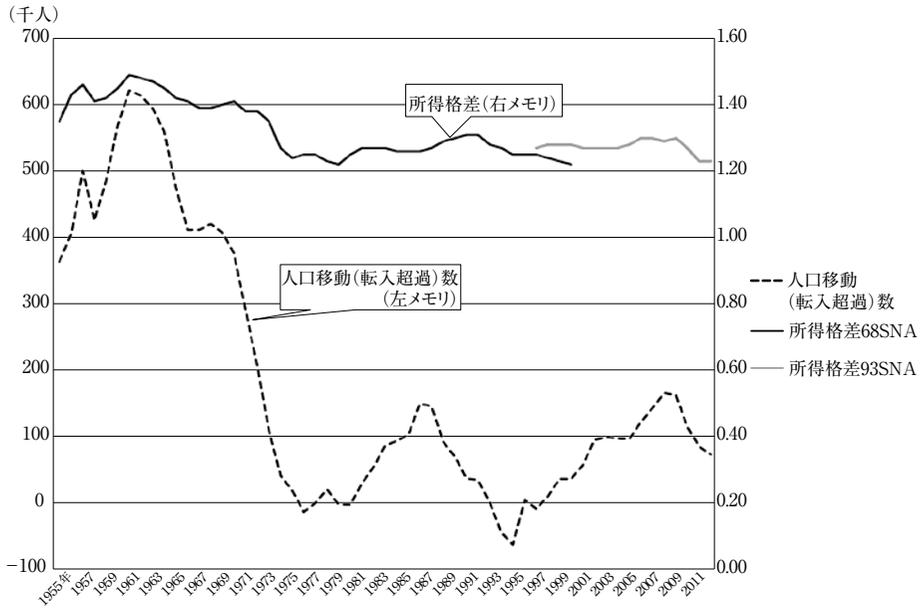
員2.42人，1人世帯が32.4%とその割合を増やしている。また，2014年に実施された国勢調査の速報値では，1世帯当たりの平均人員は2.38人となり，一段と世帯の縮小化傾向が進んでいる。

4-2 世帯の縮小化要因と人口の移動・核家族化

世帯人員の縮小は，どうしておこったのか。そのカギを握るのは，人口の大都市圏への移動にある。図4-2に1955年から2011年までの約60年間における，三大都市圏への人口転入数と1人当たりの県民所得格差を示した。格差の大きさは，変動係数で示すこととし，数値が大きいほど格差が大きいことを示している。なお県民所得には，企業所得も含まれるために景気変動の影響が強く反映されやすく，この点については，個人所得の動向とは多少相違することに注意を要するが，長期的なトレンドとして捉えることには支障はないものと考えられる。

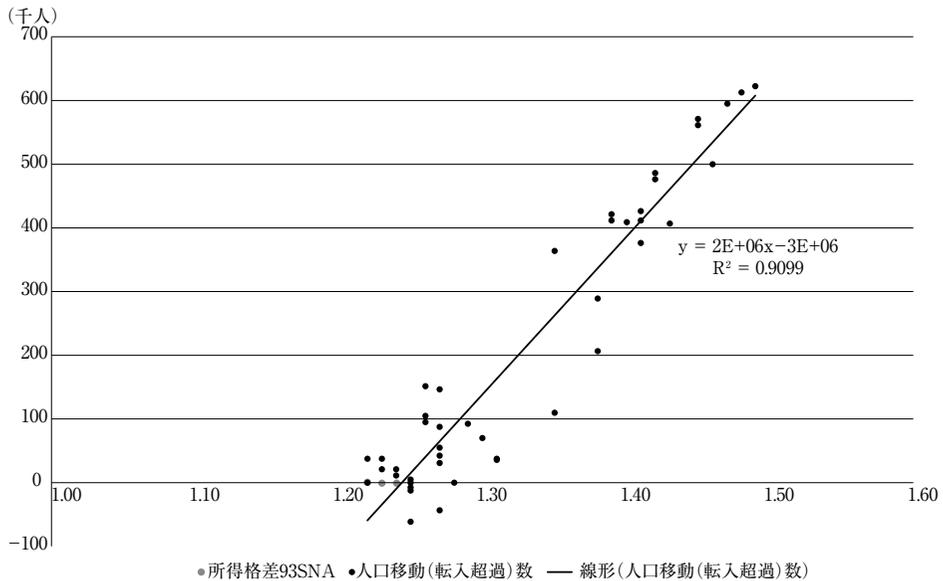
1955年から1965年までの10年間は，所得格差の拡大期とみることができ，変動係数による格差のピークは1961年である。この年には，大都市圏と地方圏の間で2.1倍もの格差があった。こうした所得の格差に呼応する形で，大都市圏への人口流入がおこった。格差のピークであった1961年には，実に61万人以上の人口が大都市圏に流入している。1960年代後半から70年代初めにかけては，所得格差の縮小が一時的に止まるとともに，大都市圏への人口転入が増加するものの70年代後半からは，所得格差の縮小とともに大都市圏への人口転入数も減

図 4-2 所得格差と人口移動数



(注) 1. 県民所得格差は、1995年まで68SNA、1996年以降は93SNA、変動係数による。
 2. 大都市圏は、東京都、京都府、大阪府と埼玉、千葉、神奈川、愛知、兵庫の各県とした。
 (資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、内閣府「県民経済計算」。
 (出所) 筆者作成。

図 4-3 所得格差と人の移動数 (1955~2011年)



(資料) 図4-2と同じ。
 (出所) 筆者作成。

少に転じた。その後は、1990年前後に所得格差が1.5程度に拡大した時期にいったん転入期を迎えた。その後は、バブル経済の崩壊やリーマンショックにより、大都市圏における所得の低迷による格差の縮小もあり、人口の転入も減少に転じるなど、所得の格差の変動に合わせて人口の転入数の増減がみられている。このような人口転入の動きは、産業化と都市化、情報化が全国規模で進む中でも、大都市圏と地方圏の所得格差が一定程度続いていることを示している。

図4-3に所得格差と人口移動数の相関関係を図示した。ここで示した所得格差と人口移動数は、1955年から2011年までの所得と人口の転入超過数である。 R^2 は、0.9099ときわめて高い数値を表していることから、人々の移動については、所得の要因によるところが大ききことがわかる。

4-3 団塊の世代の人口移動

わが国では、戦後の経済成長に伴い人口の大都市圏への集中がおこった。とくに1940年代の後半以降復興期を迎えた企業は、拡大する需要に応えるために新卒者を大量に採用した。この結果、若者を中心とした都市圏への大量の人口移動が行われた³⁾。こうした若者たちの中でひとときわ人口数の大きかったのが、団塊の世代の人々であった。この人々の卒業年次を捉えて、図4-4と図4-5のそれぞれに、文部科学省「学校基本調査」による県外就職者数を示した。

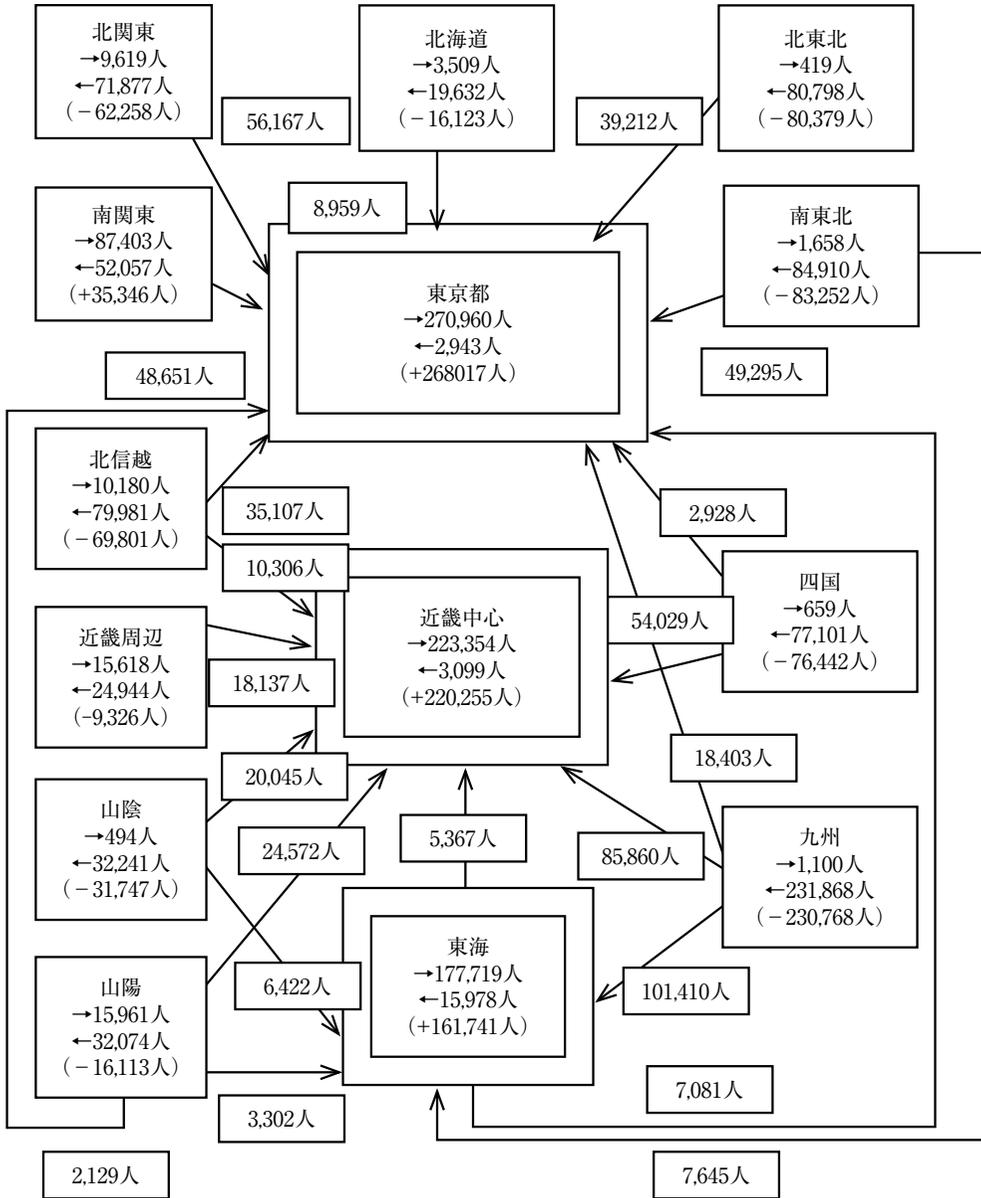
図4-4に示した中学校卒業者の県外就職者数をみると、東京圏に27万人、近畿圏に22万人、東海圏に18万人の合計で67万人が就職のために全国から移動している。

次に図4-5に示した高等学校卒業者の県外就職者数をみると、東京圏に42万人、近畿圏に25万人、東海圏に8万人の合計75万人が中学校卒業者と同様に県外就職のために移動した。団塊の世代の人々は、中学校卒業期と高等学校卒業期のそれぞれにおいて、合計142万人の人々が地元を離れて、大都市圏へ就職のために移動したのである。

図4-6には、1950年から2010年までの、国勢調査各年における団塊の世代の地域別人口分布を図示した。この図には、1950年の国勢調査時点における年齢が1・2・3歳の人口を団塊の世代の人口と仮定し、以後の国勢調査の時点で5歳ずつ加算した年齢における、地域別人口の分布を示してある。図により団塊の人々の分布をみる限り、大都市圏に移動した人々が、その後も大都市圏ならびにその周辺の地域に居住していることがあきらかとなっている。

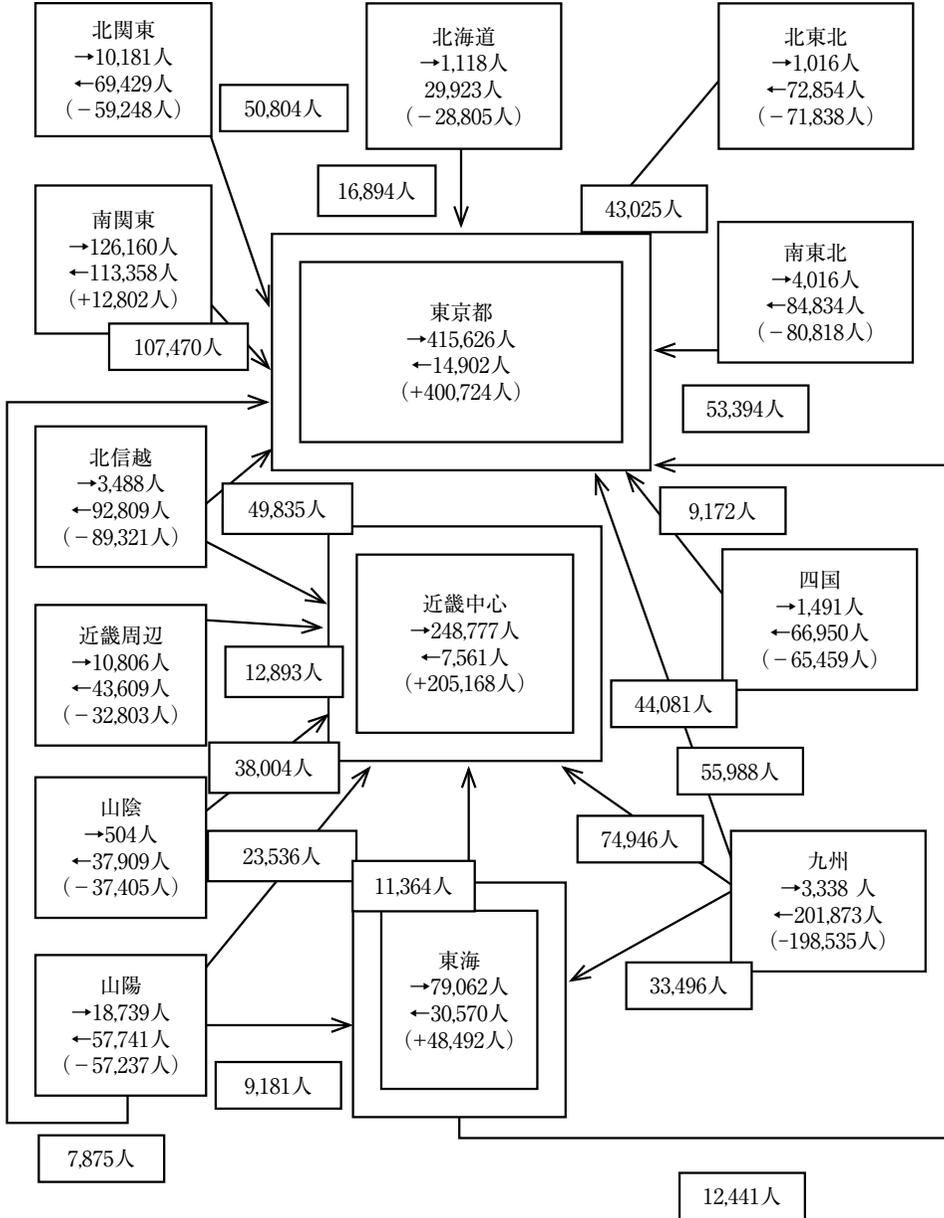
3) 永井 (2014) 653ページ。

図4-4 1962年3月～1965年3月中学校卒業者の県外就職者数にみる人口移動数
(移動数は三大都市圏への移動を示す)



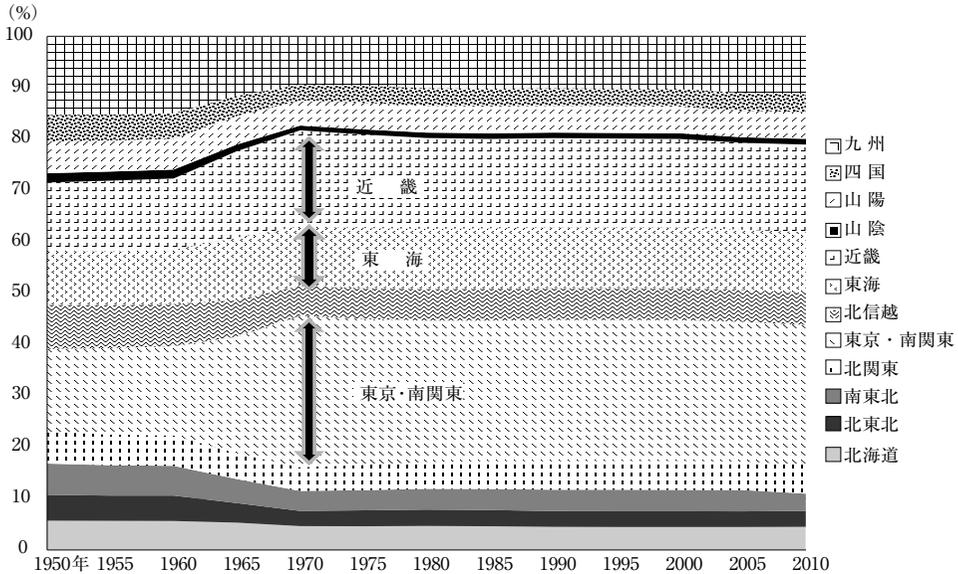
(注) →は転入を, ←は転出を示す。
(資料) 文部科学省「学校基本調査」。
(出所) 筆者作成。

図4-5 1966年3月～1969年3月高等学校卒業者の県外就職者数にみる人口移動数
(移動数は三大都市圏への移動を示す)



(注) →は転入を, ←は転出を示す。
 (資料) 文部科学省「学校基本調査」。
 (出所) 筆者作成。

図 4-6 団塊の世代の人口分布 (1950年に1・2・3歳人口)



(資料) 総務省「国勢調査」。

(出所) 筆者作成。

5. 家族形態の変化

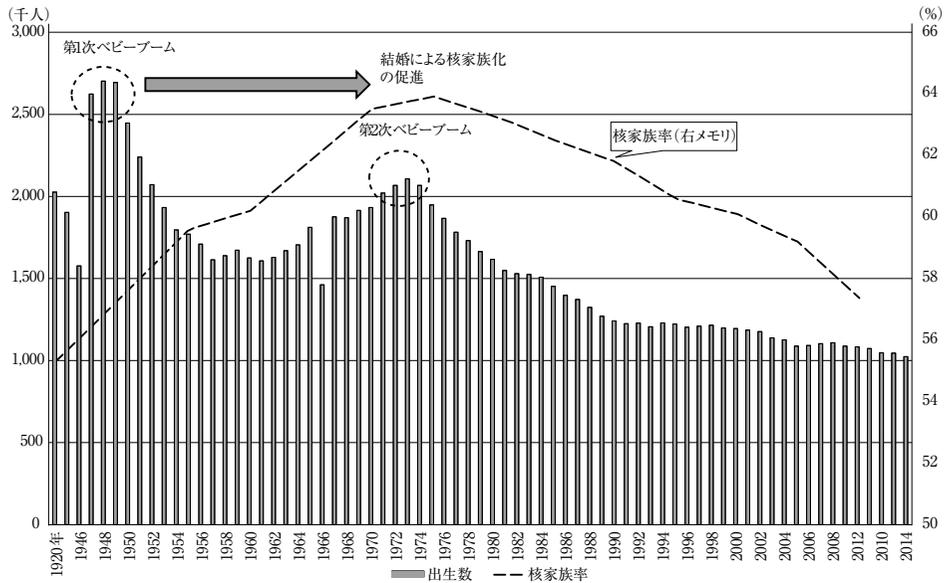
5-1 核家族化の進展と出生数の減少

図 5-1 には、1920年からの出生数と核家族化率の推移を示した。団塊の世代が誕生した1947年から1949年は、核家族化率は50%台であった。その後、団塊の世代などによる大量の大都市圏への人口の移動がおり、1970年代初めの第2次ベビーブーム時期に、核家族化率は60%台となりピークを迎えた。人の移動に伴い、わが国では家族・世帯において大きな変化がおこった。世帯数の増大とともに、大都市圏へ移動した人々が独立世帯を形成した結果、核家族化による小世帯家族現象がおこったのである。必然的に、子供たちもこうした少人数家族の中で生活していくこととなった。

世帯数の変化をみると、団塊の世代が大都市圏へ移動した時代の1965年には、全国の普通世帯数が2,310万世帯であり、そのうち核家族世帯数は1,446万世帯その割合は62.6%であった。同年の核家族世帯数⁴⁾を地域別にみると、大都市圏が637万世帯、普通世帯数に占める割合は66.4%となり、地方圏が810万世帯、同じく割合は60.1%であった。団塊の世代が移

4) 1965年の国勢調査表には、核家族世帯数表が無いので「夫婦のみ世帯」「夫婦と子供世帯」「男親と子供よりなる世帯」「女親と子供なる世帯」の合計数を「核家族世帯数」とした。

図 5-1 出生数と核家族率の推移



(資料) 総務省「国勢調査」、内閣統計局「帝国統計年鑑」。

(出所) 筆者作成。

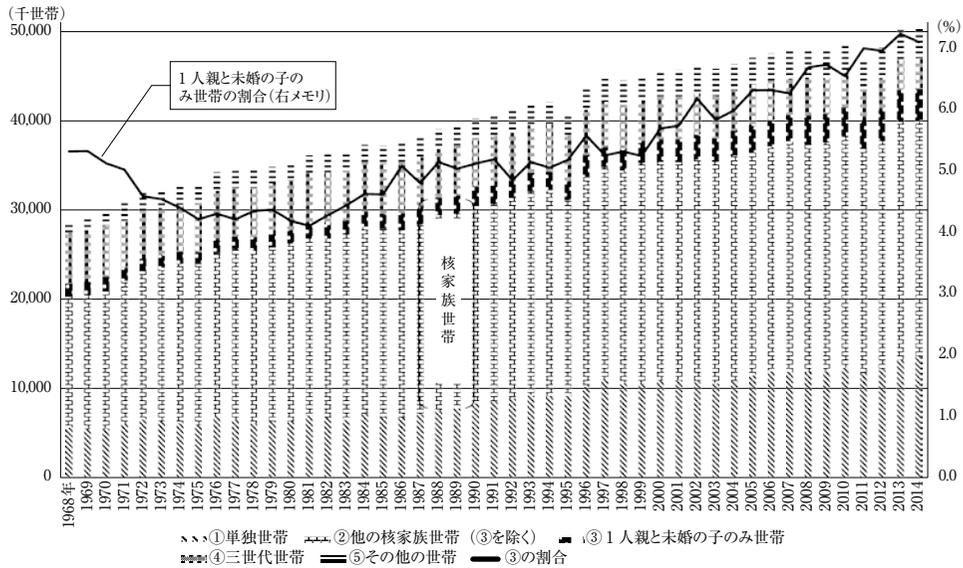
動して、世帯を形成し終わった時期と考えられる、20年後の1985年における普通世帯数は1.58倍の3,648万世帯となり、そのうち核家族世帯数は同じく1.58倍の2,280万世帯、その割合は62.5%となった。地域別には、大都市圏が1.72倍の1,098万世帯、割合は65.4%となり、地方圏が1.46倍の1,182万世帯、割合は60.0%となった。この20年間における、大都市圏への人口の流入に伴う、全国規模による核家族世帯数の大幅な増加傾向があきらかである。一方では、2010年の核家族割合は57.4%と60%台を割り込み、核家族化率の低下に合わせるように、出生数も2014年には108万人となり、100万人台が維持できるかどうかの瀬戸際までに、減少傾向が続いている。

5-2 近年における世帯類型の変容

わが国の世帯類型の変化を詳しくみるために、1960年代後半から2014年までの45年間における世帯の変容を、厚生労働省の「国民生活基礎調査」により図5-2に示した。この図では、世帯を「単独世帯」「他の核家族世帯」⁵⁾「1人親と未婚の子のみ世帯」「三世帯世帯」「その他の世帯」に類型化して示している。1968年と2014年を比較すると、世帯全体数は2,869万世帯から、1.76倍の5,043万世帯となり、核家族数は1,611万世帯から1.85倍の2,987万世帯

5) 核家族世帯のうち「1人親と未婚の子のみ世帯」を除く世帯を「他の核家族世帯」とした。

図5-2 世帯類型別世帯数の推移(1968~2014年)



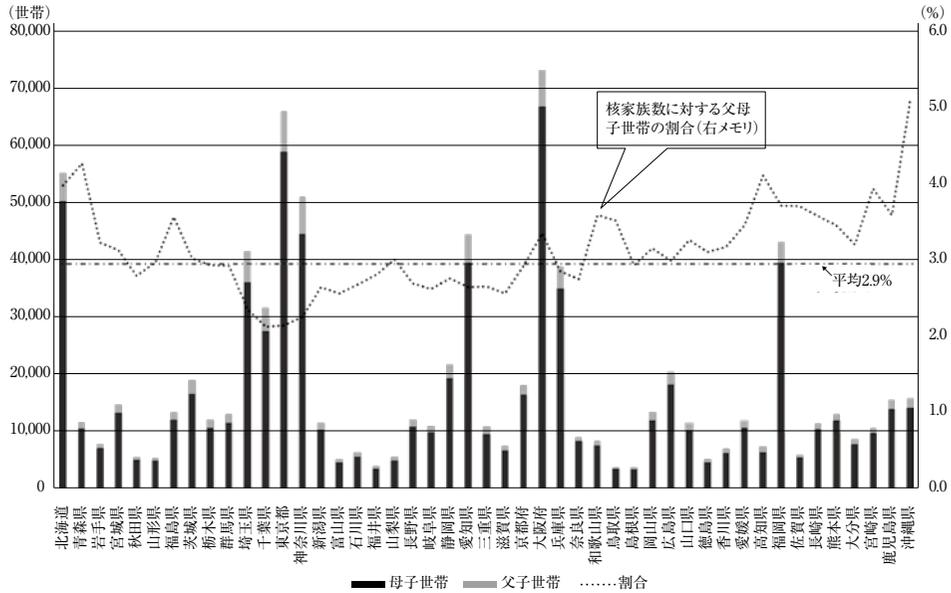
(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」。

(出所) 筆者作成。

となった。とくに増加したのが、「その他の世帯」で13万世帯から2.74倍の34万世帯となった。次に「単独世帯」が569万世帯から2.4倍の1,366万世帯に、次いで「1人親と未婚の子のみ世帯」が153万世帯から2.34倍の358万世帯となった。一番大きく減少したのが、「三世帯世帯」であり564万世帯から346万世帯となり、0.61倍となった。割合の変化をみると、「三世帯世帯」が20%から6.9%へと大きく減少している。割合が増えたのは、世帯の中で子供の生活に直接的な影響がある「1人親と未婚の子のみ世帯」であり、世帯数の中での割合も2011年以降、7%台に達しており「単独世帯」が割合で30%台に迫る傾向をみせているとともに、その割合を増やしている。

「国民生活基礎調査」で増加傾向を示している「1人親と未婚の子のみ世帯」の状況を、総務省の「国勢調査」による「母子世帯」と「父子世帯」により、都道府県別にみたのが、図5-3である。図には、2010年の状況を示してある。母子世帯と父子世帯の合計世帯数は、全国で84万世帯であり、そのうちの89.5%を母子世帯が占めている。核家族世帯に対する割合は、全国平均で2.9%となり、最も割合が高かった県は、沖縄県の5.1%、次に青森県の4.2%、高知県の4.1%、北海道の4%の順となっている。母子世帯数と父子世帯数の合計世帯数を地域別にみると、世帯数が多い地域は、大阪府が7.3万世帯、次いで東京都の6.6万世帯、北海道の5.5万世帯、神奈川県が5.1万世帯となっている。絶対数では、世帯数が多い大都市圏地域に母子世帯数と父子世帯数が多く、核家族世帯数の中での割合では北海道・東北

図 5-3 母子世帯・父子世帯の都道府県別状況 (2010年)



(資料) 総務省「国勢調査」。

(出所) 筆者作成。

および中国・四国・九州沖縄地域において、平均を上回る傾向がみられる。

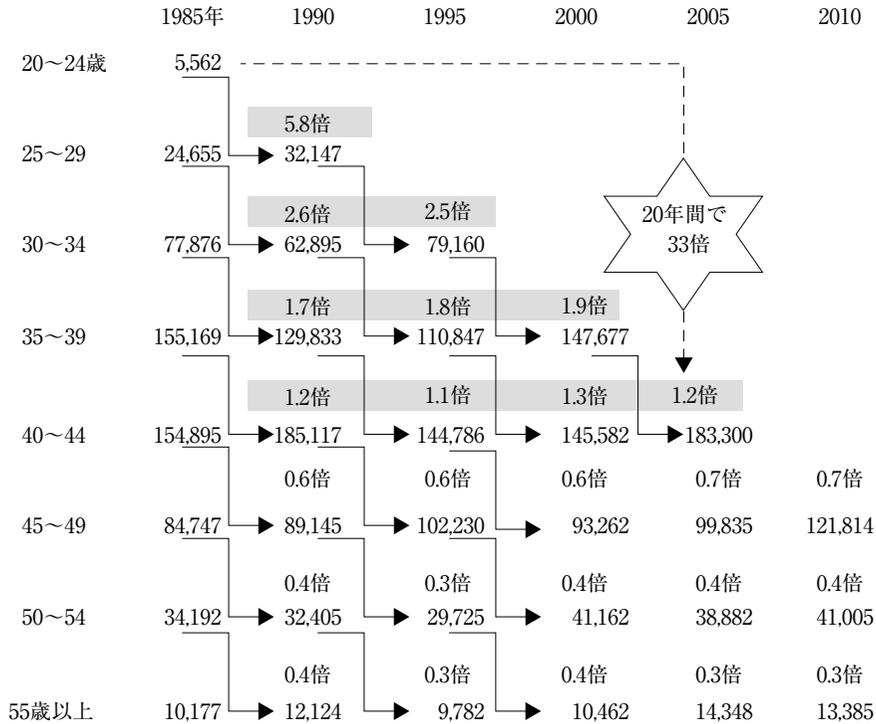
6. 貧困の背景

6-1 世帯の変容と子供の貧困

わが国においては、高度経済成長期に、大量に行われた大都市圏への人口の移動に伴い、全国規模での核家族化現象が進行し、少数家族・世帯へと急激な変化がおこった。こうした世帯環境の変化は、子供の育成過程に大きな影響を与えることとなった。とりわけ家庭・世帯における、働き手の変化に伴う経済的な側面は、子供の育成に直接的に影響を及ぼすこととなる。中でも家庭・世帯における両親の離死別は、直接的に家計に及ぼす影響がきわめて大きなものがある。こうした、育成環境の激変とも思われる変化に、身をおかざるを得ない子供たちが増加している。子供たちの育成環境の変化を、世帯の変容として表6-1に示した。表には、1985年から2010年までの親の年齢階級別の、母子世帯数(離死別計)の推移を示した。

この表には、20歳から55歳以上までの、5歳階級による母親の年齢階級別の母子世帯数を示している。世帯数は、1985年時点における20歳から55歳以上の年齢階級を始期として、その5年後ごとに年齢階級を5歳ずつ加算した母子世帯数(離死別計)の推移も併せて示して

表 6-1 親の年齢別母子世帯数の推移 (離死別計, 単位: 世帯)



(資料) 総務省「国勢調査」。

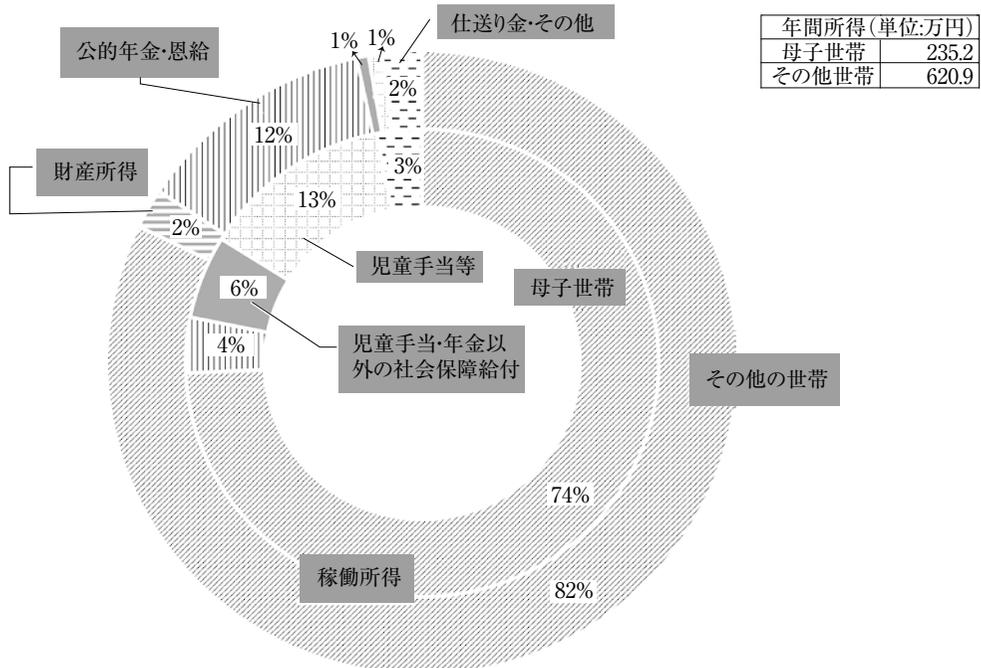
(出所) 筆者作成。

ある。母子世帯数は1985年の20歳から24歳階級が5年後の25歳から29歳階級に移行した時点で、世帯数が5.8倍に増加している。以後同様に辿ると、30歳から34歳階級で同じく2.5倍に、35歳から39歳階級で1.9倍となり、2005年の40歳から44歳階級で1.2倍となり、この年齢階級の始期である20歳から24歳時点からの通算20年間で、実に33倍となっている。子育て時期が伴うこの期間は、母子ともにきわめて重要な時期といえる。この間の離死別割合は、離別が86.3%、死別が13.7%であり、同期間中に死別が83.5倍、離別が28.8倍となっている。また、年齢階級では30歳代後半から40歳代にかけて、いわゆる子育て世代の母子世帯数が多い傾向にある。こうした母子世帯数の増加の実状は、われわれを取り巻く社会環境の変化とともに、とくに離別数の増加にみられる、個人における生活意識と価値観の多様化を如実に示しているものと考えられる。このように、子供たちを含めた世帯における生活環境の激変ともいえる変化に、現在の社会制度が対応できているのかどうか問われることとなる。

6-2 母子世帯の収入構成

生活の経済的な基盤となる、母子世帯とその他世帯の2014年における収入構成を、厚生労働省「国民生活基礎調査」により図6-1に示した。母子世帯の収入構成の特徴は、稼働所得がその他世帯を10%下回り、児童手当と児童手当・年金以外の社会保障給付の割合とを合わせた社会保障給付額が、収入全体の2割となっている点である。このことは、母子世帯における収入は稼働所得とともに、社会保障給付に大きく依存しているものといえる。雇用機会均等法の施行などにより、男女間の賃金格差が是正されつつあるが、一般的にはその差は依然として大きいのが実状である。とくに母子世帯においては、その他世帯と比較して、年間所得の差の大きさとともに、収入の核となっている児童手当と児童手当・年金以外の社会保障給付ならびに、稼働所得の向上策が求められることとなる。

図6-1 母子世帯とその他の世帯の収入構成 (2014年)



(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2014)。

(出所) 筆者作成。

6-3 母子世帯の生活状況

母子世帯における母親の生活状況は、どのようになっているのでしょうか。厚生労働省「全国母子世帯等調査」(2011)により、その概要を表6-2に示した。

表6-2 母子世帯の生活実態

母子世帯の就業状況 従業上の地位(単位:%)		
正規職員	派遣・パート	その他
39.4	52.1	8.5

年間就労収入(単位:%)						
	100万円未満	100~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (万円)
正規職員	5.4	24.9	33.5	19.5	16.6	270
派遣・パート	36.3	50.1	11.6	1.7	0.4	125

母子世帯における小学校入学前児童の保育状況(単位:%)					
母	家族	親戚	保育所	幼稚園	その他
17.3	4.3	0.7	61.7	9.9	5.9

母子福祉資金制度について(単位:%)			
不満である	やや不満である	満足である	分からない
9.7	32.3	43.0	15.1

母子福祉資金制度の不満・やや不満の理由(単位:%)					
貸付金額が低い	借入手続きが煩雑	貸付金の種類が少ない	貸し付け条件が悪い	保証人がいない	その他
21.6	19.0	9.5	14.7	25.9	9.5

母子世帯の生活保護の受給状況 (単位:%)	
受給している	受給していない
14.4	85.6

母子世帯の母の公的年金の受給状況(単位:%)					
受給している					受給していない
8.5 (100)	遺族年金 (75.6)	障害年金 (17.1)	老齢年金 (0.8)	不詳 (6.5)	91.5

公的年金を受給している母子世帯の母の年金月額(単位:%)					
5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20万円以上	平均年金月額(万円)
15.2	18.1	47.6	10.5	8.6	11.9

母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況(単位:%)			
受給している			受給していない
73.2 (100)	全部支給 (48.4)	一部支給 (51.6)	26.8

(資料)厚生労働省「全国母子世帯等調査」(2011)。

(出所)筆者作成。

まず目につくのは、就業実態と就労収入である。就業は、派遣・パートなどの非正規就業が全体の52.1%を占めている。この結果、年間の就労収入も、非正規就業の世帯の90%が200万円以下となり、正規職員就業との差は2.2倍となっている。また、就業に直接的な影響のある、小学校に入学前の子供の保育状況も、保育所と幼稚園の合計で71.6%となり、母子世帯の多くが外部保育に頼っている実態が表れている。就業と保育という、表裏一体での対応がきわめて重要であることが窺える。次に、緊急的な対応としての母子福祉資金制度については、金額や手続き、貸し付け条件などの制度そのものに不満を感じており、42%の人が不満、やや不満と回答している。中でも利用したくとも様々な事情から、保証人がいないというケースへの対応は、保障制度と金額面の見直しを含めて、早期の改善が望まれるところである。公的年金の受給状況は、受給している世帯が全体の9%と少数ではあるものの、受

給世帯の75.6%が遺族年金を受給しており、年金制度としての役割を果たしているものと考えられる。その一方では、全体の年金月額が11万9,000円であり、月額が10万円未満の割合が33.3%となっており、支給額引き上げなど世帯の収入を支えるという、基本的な効果がある見直しが望まれるところである。

7. 都道府県別の貧困率の試算

7-1 地域別貧困率の先行研究

地域別の貧困率に関する主要な先行研究は、表7-1のとおりである。先行研究による分析の多くは、総務省「全国消費実態調査」「就業構造基本調査」「賃金構造基本調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」を使用している。また、分析対象地域も研究により異なりがみられる。

表7-1 先行研究の概要

	データ	地域
駒村 (2003)	全国消費実態調査	都道府県別の47地域
駒村 (2009)	全国消費実態調査	北海道・東北, 関東, 北陸・東海, 近畿, 中国・四国 九州・沖縄の6地域
橘木・浦川 (2012)	国民生活基礎調査	北海道, 東北, 関東Ⅰ, 関東Ⅱ, 北陸, 東海, 近畿Ⅰ 近畿Ⅱ, 中国, 四国, 北九州, 南九州の12地域
橘木・浦川 (2012)	賃金構造基本調査	都道府県別の47地域
唐鎌 (2012a)	国民生活基礎調査	東北, 南関東, 東海, 近畿Ⅰ, 北九州の5地域
唐鎌 (2012a)	国民生活基礎調査	北海道, 東北, 北関東, 南関東, 北陸, 東海, 近畿Ⅰ 近畿Ⅱ, 中国, 四国, 北九州, 南九州の12地域
戸室 (2013)	就業構造基本調査	都道府県別の47地域
戸室 (2015)	就業構造基本調査	都道府県別の47地域

(出所) 筆者作成。

7-2 都道府県別貧困率の試算

(1) 都道府県別「世帯の貧困率」の試算

厚生労働省「被保護者全国一斉調査」(2010)による全国ベースでの「保護の決定状況額(積み上げ), 世帯人員・級地・保護の決定状況別」の最低生活費と、都道府県別級地別被保護世帯数実績をベースとして、2010年国勢調査の世帯人員別世帯割合により、都道府県別に被保護人員別世帯数を推計し、世帯人員別の1世帯当たり年間最低生活費の決定額を算出し、その平均額を最低生活費とした。

こうして得た最低生活費を「就業構造基本調査」(2012)の世帯の収入ランク(100万円単位)に当てはめて、最低生活費ランクを下回る世帯数を貧困世帯数として決定し、世帯総数に対する割合を算出して、世帯貧困率とした⁶⁾。

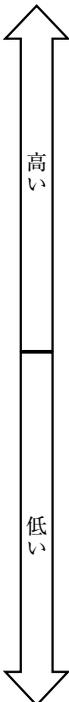
(2) 都道府県別「子供の貧困率」の試算

(1)で算出した世帯の最低生活費ランクに基づき「夫婦と子供からなる世帯数」と「夫婦と子供と親からなる世帯数」のうち、世帯貧困率と同様に最低生活費ランクを下回る世帯数を合計して、子供の貧困世帯数を決定し、総世帯数に対する割合を算出して、子供の貧困率とした。

算出した結果を表7-2および図7-1と図7-2、に示した。なお都道府県別の基礎となる最低生活費(推計)ならびに、世帯貧困率と子供の貧困率を付表に示した。

地域別には、世帯貧困率と子供の貧困率ともに、沖縄県が高い率を示し、次いで徳島県、

表 7-2 都道府県別世帯貧困率と子供の貧困率のランキング



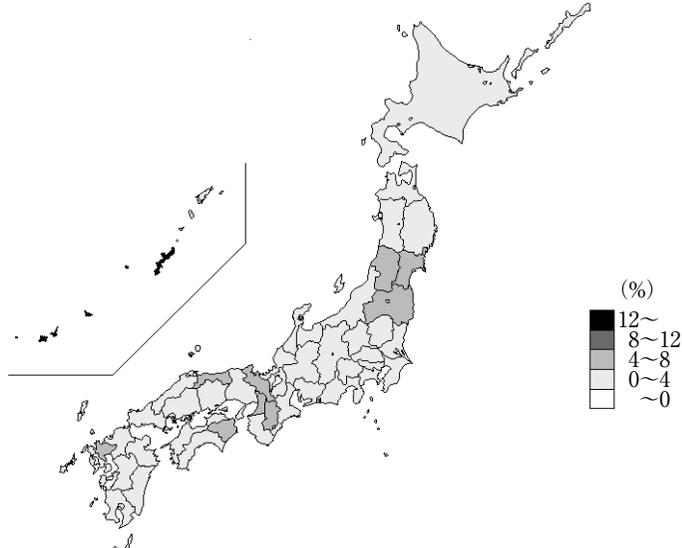
世帯貧困率(%)		子供の貧困率(%)		
1	沖縄県	53.5	沖縄県	13.2
2	徳島県	44.5	徳島県	5.4
3	大阪府	40.9	鳥取県	4.8
4	佐賀県	39.7	大阪府	4.6
5	鳥取県	39.3	福島県	4.6
6	福島県	38.2	宮城県	4.4
7	京都府	38.1	京都府	4.3
8	山梨県	38.0	佐賀県	4.3
9	鳥根県	37.9	山形県	4.1
10	宮城県	37.5	奈良県	4.0
38	和歌山県	27.3	愛媛県	1.3
39	福岡県	27.1	大分県	1.2
40	岩手県	26.4	栃木県	1.1
41	山口県	25.5	山口県	1.1
42	愛媛県	25.3	秋田県	1.1
43	岡山県	23.7	北海道	1.0
44	香川県	22.7	岡山県	1.0
45	石川県	20.9	茨城県	0.9
46	栃木県	19.6	香川県	0.8
47	茨城県	19.4	石川県	0.6

(出所) 筆者作成。

6) 2010年の「被保護者全国一斉調査」には、都道府県別の保護決定状況調査が公表されていないのでこの方法により推計を行った。

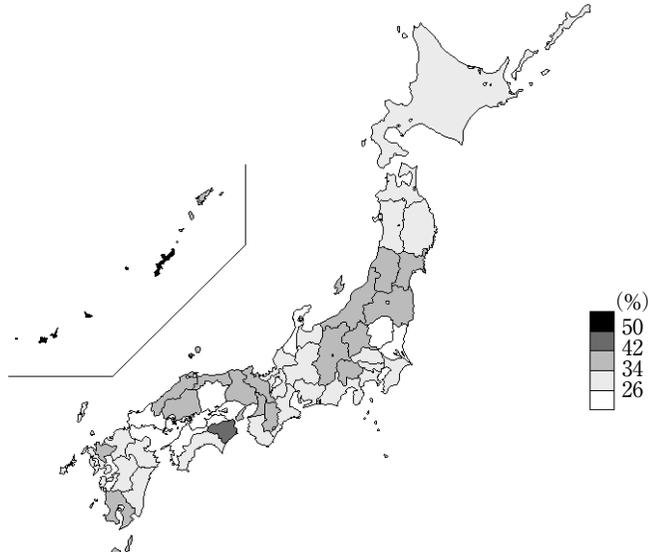
大阪府が続く結果となった。この他、地域別には、南東北と近畿地方に子供の貧困率と世帯の貧困率がともに高い傾向を示した府県がみられる。率が低かった地域は、茨城と栃木の関東地方の2県と石川、香川、岡山、愛媛、山口の各県となった。

図 7-1 世帯貧困率の地域別分布



(出所) 筆者作成。

図 7-2 子供の貧困率の地域別分布



(出所) 筆者作成。

8. 子供の貧困率とその背景関連項目との相関構造について

8-1 子供の貧困率と関連指標の分析

子供の貧困率に直接的に影響を及ぼすと考えられる関連指標として、都道府県別に、世帯の貧困率、1人親世帯率、有配偶離婚率、非正規雇用率、1人当たり所得、三世帯世帯割合の6指標を取り上げた。使用した分析対象の実際のデータは、付表に掲載した。

8-2 基本統計量

子供の貧困に関連する7指標について、都道府県別のデータに基づき基本統計量をまとめたのが表8-1である。子供の貧困率の地域差を変動係数（（標準偏差÷平均値）×100）で見ると69.3となり、他の指標のうちでは、三世帯世帯割合が46.1、世帯の貧困率が20.3、1人親世帯率が18.8となっている。

表 8-1 基本統計量

	平均値	標準偏差	変動係数
子供の貧困率	.029	.020	69.3
世帯の貧困率	.320	.065	20.3
1人親世帯率	.031	.006	18.8
有配偶離婚率	1.906	.219	11.5
非正規雇用率	.357	.023	6.4
1人当たり所得	2681.570	372.841	13.9
三世帯世帯割合	.097	.045	46.1

(出所) 筆者作成。

8-3 子供の貧困率と関連指標の相関構造

子供の貧困率を決定付ける要因として、関連指標項目の相関構造を検討した。表8-2にその結果を示したが、それぞれの指標間の関連性は次のとおりである。

- ① 子供の貧困率は、世帯の貧困率に0.9、有配偶離婚率と1人親世帯率ならびに非正規雇用率に、それぞれ0.3の正の相関を示した。世帯の貧困率とともに、これらの3つの指標が、子供の貧困率に影響を与える要因であるものといえる。

子供の貧困率以外の各指標間にも、それぞれに関連性がみられる。

- ② 1人親世帯率は、有配偶離婚率に0.5の正の相関を、1人当たり所得に0.6の負の相関を示した。
- ③ 有配偶離婚率は、非正規雇用率に0.7と、1人親世帯率に0.5のそれぞれ正の相関を、三世帯世帯割合に0.7の負の相関を示した。

表 8-2 相 関 行 列

	子供の貧困率	世帯の貧困率	1人親世帯率	有配偶離婚率	非正規雇用率	1人当たり所得	三世帯世帯割合
子供の貧困率	1	.886** .000	.299* .041	.338* .020	.289* .049	-.172 .247	.016 .914
世帯の貧困率	.886** .000	1	.276 .060	.235 .111	.185 .212	-.212 .152	.017 .909
1人親世帯率	.299* .041	.276 .060	1	.500** .000	.094 .531	-.645** .000	-.118 .430
有配偶離婚率	.338* .020	.235 .111	.500* .000	1	.708** .000	-.033 .827	-.680** .000
非正規雇用率	.289* .049	.185 .212	.094 .531	.708** .000	1	.197 .184	-.679** .000
1人当たり所得	-.172 .247	-.212 .152	-.645** .000	-.033 .827	.197 .184	1	-.234 .113
三世帯世帯割合	.016 .914	.017 .909	-.118 .430	-.680** .000	-.679** .000	-.234 .113	1

(注) 1. 上段は相関係数を下段は有意確率を示す。

2. **相関係数は、1%水準で有意(両側)。

*相関係数は、5%水準で有意(両側)。

(出所) 筆者作成。

④ 非正規雇用率は、有配偶離婚率に0.7の正の相関を、三世帯世帯割合に0.7の負の相関を示した。

⑤ 1人当たり所得は、1人親世帯率に0.6の負の相関を示した。

⑥ 三世帯世帯割合は、有配偶離婚率と非正規雇用率にそれぞれ0.7の負の相関を示した。

8-4 子供の貧困率の説明モデル

次に回帰モデルにより、被説明変数を「子供の貧困率」、説明変数を「世帯の貧困率」「1人親世帯率」「有配偶離婚率」「非正規雇用率」「1人当たりの所得」「三世帯世帯割合」とする要因分析を行った。その結果を示したのが表8-3である。

回帰モデルのt値をみると、世帯の貧困率の指標が5%水準で有意となった。また、モデルの決定係数もR0.8と比較的高い数値を示しており、子供の貧困率について、一定の説明力を表しているものと考えられる。

この分析の結果からは、子供の貧困回避策としては、世帯の貧困解消に対する施策の展開が、最も有効となり得ることを示唆しているものといえる。

表 8-3 回帰モデルの係数

モデル	標準化されていない係数		標準化係数 ベータ	t 値	有意確率
	B	標準偏差誤差			
1 (定数)	-.158	.036		-4.365	.000
世帯の貧困率	.248	.022	.808	11.479	.000
1人親世帯率	.079	.388	.023	.203	.840
有配偶離婚率	.018	.012	.203	1.537	.132
非正規雇用率	.142	.093	.163	1.529	.134
1人当たりの所得	2.694E-6	.000	.050	.530	.599
三世帯世帯割合	.118	.045	.266	.262	.012

モデル	R	R2 乗	調整済み R2 乗	標準偏差推定 値の誤差	変化の統計量				
					R2 乗変化量	F 変化量	自由度 1	自由度 2	有意確率 F 変化量
1	.913	.834	.809	.0087046	.834	33.425	6	40	.000

(注) 従属変数子供の貧困率。

(出所) 筆者作成

9. 子供の貧困と児童福祉

9-1 子供の貧困がもたらすもの

人口の増加から人口減少時代に入ったわが国では、いままで以上に、子供たちの一人一人が成長していく、子供時代の過ごし方が、その後の人生と社会に大きな影響を与えることとなる。中でも、貧困状態の環境で育成された子供たちが、成長してそのまま貧困の状態に陥る「貧困の世代間連鎖」については、学歴格差の連鎖とともに大きな社会問題として、多くの研究者が指摘するところである⁷⁾。

一方で人的資源の開発に関しては、「人間の知識や能力など無形の資本が、慣行的に計られる有形の資本（もしくは物的資本）に比べてはるかに大きな貢献を経済成長に与えてきた」という指摘もある⁸⁾。このような開発経済的な視点は、貧困状況下にある子供たちにも当然当てはまることとなる。貧困の環境下にある子供たちに、一定の規模による教育や就労支援などの継続的な人的投資を行わないと、貧困の罠に陥る可能性が高まるとともに、将来的には、社会への貢献を阻害する可能性があり、社会的にも大きな損失となり得るのである。また、こうした環境下にある子供たちが、明るく将来の夢を描き、それを実現するための歩みを踏み出すための手立てが、政策的にも社会的にも今求められている。これから90年

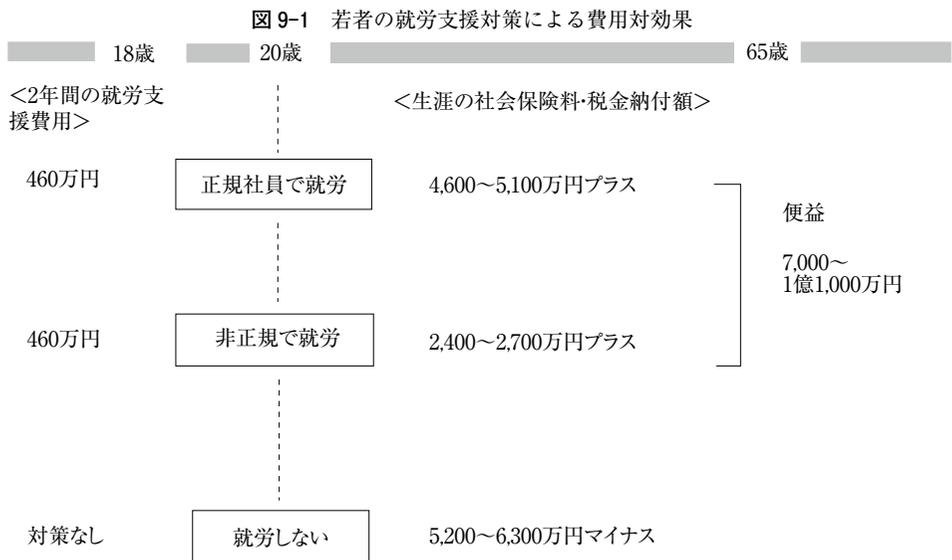
7) 太田他 (2004), 大竹 (2005), 橘木・松浦 (2009) 他。

8) 速水 (2000) 175-178ページ。

近くにも及ぶ、長い人生のスタートのステージに立つ子供たちが、貧困から離脱することができるのは、世帯における貧困の解消とともに、社会全体が幅広く手を差し延べて解決しなければならない、きわめて重い課題である。

9-2 社会的損失と児童福祉

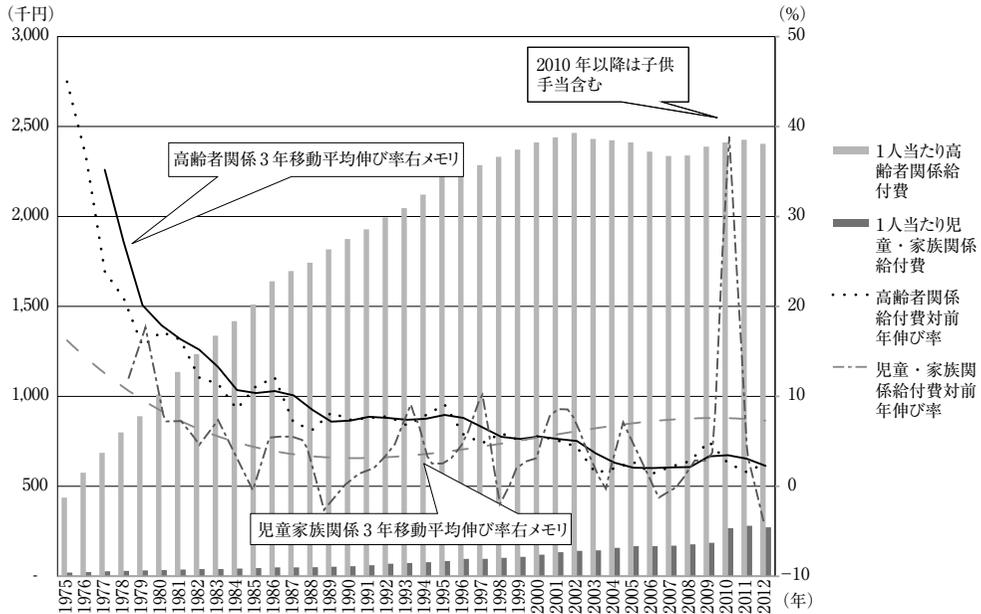
厚生労働省ナショナルミニマム研究会による「若者の就労支援対策による費用対効果」を図9-1に示した。これは、貧困世帯の子供たちが陥りやすい不就労対策に関して、高等学校卒業年齢後の2年間に就労支援を行い、その後就労した場合の費用対効果を試算したものである。支援期間中における2年間の「教育・職業・社会スキル訓練費」と「生活保護費・住宅扶助費」の合計額を「就労支援費用」とし、20歳から65歳までの期間に就労することを前提にして「生涯納税・社会保険料額」に「給付したであろう生活保護費」を加えて「就労支援費用」を控除した額を「効果費用」として算出している。正規社員で就労した場合と非正規社員で就労した場合そして、就労しなかった場合の3パターンがそれぞれ示されている。就労した場合の便益は、7,000万円から1億1,000万円に達すると試算されている。こうした経済効果以外に、若者が就労する効果は、世帯の形成を始めとした、個人のライフサイクル目標の実現や社会の一員としての役割を果たすなどの直接的な効果とともに、間接的には、「とかく不健康状態となりがちな生活環境から派生する、医療費の支出抑制や、犯罪などの社会不安要因の除去などに繋がることとなり、幅広く社会全体に多大な好影響を与えること



(資料) 厚生労働省ナショナルミニマム研究会「貧困・格差に起因する経済的損失の推計」(2010)。

(出所) 筆者作成。

図9-2 児童・家族関係と高齢者社会保障関係給付費の1人当たり推移



(出所) 永井 (2015)。

となる」⁹⁾。

児童福祉の現況をみるために、児童・家族関係と高齢者に対する、人口1人当たりの社会保障給付費の推移を図9-2に示した。児童手当、児童扶養手当、児童福祉サービス、育児休業給付、出産関係費で構成される児童・家族関係給付費（以下、児童給付費という）と、年金保険給付、高齢者医療給付、老人福祉サービス給付、高齢雇用継続給付で構成される高齢者関係給付費（以下、高齢者給付費という）のそれぞれの合計額を比較してある。1975年以降長期間にわたり、人口1人当たりの給付額は児童給付1に対し高齢者給付が20から30倍となっていた。近年では子供手当の支給開始により、10倍以下に縮まったものの、依然としてその差は大きい。長年にわたるこうした差が生じた原因は、積極的な高齢化対策というよりも政策的な要因によるものであることは、一般的によく知られているところである。一方では、子供の育成に関しては基本的な概念として、家庭での育成が主体であるという、古くからの概念が政策の根底にあるものと思わざるを得ず、こうした考え方が社会の変化に対応できずに、子供の貧困に繋がる大きな要因となっているものと推察される。

9) 阿部 (2015) 25-26ページ。

10. おわりに

子供の貧困の背景には、わが国における長年にわたる人口変動の側面にも、その要因があった。高度経済成長に伴う、人口の大都市圏への移動とともに、急激な核家族化が全国規模でおこり、大家族制度の中で児童期を過ごしていた子供たちの育成環境は、小家族・少人数世帯の中での育成へと大きく舵を切ることとなった。また、社会的な環境変化と生活価値観の変化に伴う、「1人親世帯」の増加という社会現象は、「貧困世帯の増加」という負の変化をもたらすこととなった。こうした大きな社会の変化に、国の政策を始めとする社会全体での対応が追い付かずに、「子供の貧困」と「世帯の貧困」という社会現象となって表れてきているのが現状である。

貧困率の捉え方とその分析方法には、OECD方式を始めとする、様々な方法があるが、本稿では、きわめて簡便な方法で都道府県別の分析を試みた。その結果は、率そのものの比較ではなく、地域性の傾向からは、沖縄県、大阪府と京都府が高い傾向を示すなど、先行研究に近い結果であるものと考えている。

少子高齢化と人口の減少時代を迎えた今日、経済大国であるわが国において「貧困」に喘いでいる子供たちの、育成環境の改善が一刻も早く実行されることが望まれている。

子供の貧困対策は、当然のことながら子供の年齢や世帯における育成環境などにより、それぞれ事情が異なり、一段ときめの細かい対応が必要となる。中でも「1人親世帯」とくに、母親と子ども世帯のいわゆる「母子世帯」については、母親の非正規での就労問題と、保育所などの外部育児環境の改善とともに、子供手当の引き上げなどの現金給付、進学を目指している子供たちが、大学卒業までを見通せる「無償奨学金制度の導入」など、総合的な視点に立つ、早急な対応が求められる。併せて地域の面からは、「子供の貧困率」と「世帯の貧困率」が群を抜いて高い結果を示した、沖縄県に対する抜本的な対応が必要である。

参考文献

- 阿部彩（2014）「子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える」岩波新書。
- 浦川邦夫（2012）「地域間格差—地域住民の生活意識と地域移動—」橋木俊詔編著、ミネルヴァ書房。
- 太田清・坂口尚文（2004）「所得格差と階層の固定化」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況—デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』日本経済新聞社。
- 大竹文雄（2005）「日本の不平等—格差社会の幻想と未来」日本経済新聞社。
- 大淵寛（2004）「日本の少子化・世界の少子化」大淵寛・高橋重郷編『少子化の人口学』（人口学ライブラリー1）原書房、1ページ。
- 橋木俊詔・浦川邦夫（2006）「日本の貧困研究」東京大学出版会。
- 橋木俊詔・松浦司（2009）「学歴格差の経済学」勁草書房。

- 戸室健作 (2013) 「近年における都道府県別貧困率の推移について—ワーキングプアを中心に」(『山形大学紀要』(社会科学) 第43巻第2号)。
- 戸室健作 (2016) 「都道府県別の貧困率, ワーキングプア率, 子どもの貧困率, 捕捉率の検討」(『山形大学人文学部年報』 第13号)。
- 永井保男 (2014) 「国内移住の人口学」(『中央大学経済研究所年報』 第45号) 653ページ。
- 永井保男 (2015) 「児童福祉の人口学」(『中央大学経済研究所年報』 第47号) 464ページ。
- 中川雅之 (2015) 「ニッポンの貧困」日経 BP 社。
- 速水佑次郎 (2000) 「開発経済学」創文社, 175-178ページ。
- 村上雅俊 (2011) 「日本のワーキングプアの測定」明石書店。
- 湯沢雍彦 (2012) 「昭和後期の家族問題—1945~88年, 混乱・新生・動揺の中で—」ミネルヴァ書房。
- Malthus, Thomas Robert (1789), An Essay on the Principle of Population. 吉田秀夫訳 (1950) 春秋社, 41ページ。
- OECD Family Database www.oecd.org/social/family/database.
- OECD Income Distribution Database.

付表 分析に使用した関連項目の実数(2010年)

	世帯貧困率 (%)	子供の貧困 率(%)	1人親世帯率 (%)	有配偶離婚 率(%)	非正規雇用 率(%)	1人当たり所 得(千円)	三世帯世帯 割合(%)	生活扶助基 準額(円)
北海道	28.0	1.0	4.0	2.30	40.0	2462	3.94	1,941,394
青森県	30.9	1.9	4.2	1.96	34.5	2333	13.13	1,922,001
岩手県	26.4	1.4	3.2	1.76	34.5	2315	15.08	1,965,724
宮城県	37.5	4.4	3.1	2.00	35.9	2442	11.38	2,221,561
秋田県	27.3	1.1	2.8	1.66	33.5	2285	16.44	1,995,390
山形県	36.4	4.1	3.0	1.62	31.2	2390	21.49	2,183,093
福島県	38.2	4.6	3.6	1.96	33.5	2560	15.30	2,096,858
茨城県	19.4	1.0	3.0	1.94	35.9	3003	11.68	1,889,600
栃木県	19.6	1.1	2.9	1.97	36.3	2971	11.87	1,999,530
群馬県	35.3	3.3	2.9	1.96	37.8	2844	9.58	2,072,482
埼玉県	29.8	2.8	2.6	1.46	32.4	2657	16.36	2,212,509
千葉県	29.6	2.7	2.5	1.45	31.4	2977	16.13	2,161,148
東京都	31.2	2.3	2.7	1.57	33.9	2737	11.17	2,137,898
神奈川県	29.2	2.6	2.8	1.55	31.9	2826	17.54	2,304,797
新潟県	34.1	3.4	3.0	1.99	37.9	2787	10.08	2,086,936
富山県	31.9	2.9	2.7	1.71	36.9	2753	12.16	2,205,735
石川県	20.9	1.0	2.6	1.66	37.7	2655	13.75	1,972,450
福井県	30.7	2.4	2.8	1.96	36.5	3141	11.74	2,242,851
山梨県	38.0	3.9	2.6	1.97	36.8	3072	7.38	2,048,313
長野県	34.8	3.2	2.6	1.78	37.5	3215	10.96	2,075,465
岐阜県	32.4	3.3	2.7	1.87	37.1	2484	8.22	2,174,810
静岡県	32.0	3.0	3.6	2.08	37.3	2609	7.92	2,115,373
愛知県	31.9	3.0	3.5	1.95	34.0	2252	14.81	2,042,933
三重県	33.1	2.9	2.9	1.56	33.3	2342	14.35	2,090,021
滋賀県	29.3	3.0	3.1	1.88	34.4	2614	8.94	2,031,273
京都府	38.1	4.3	3.0	1.94	35.8	2924	5.54	2,007,000
大阪府	40.9	4.6	3.2	1.76	34.7	2896	6.03	2,286,715
兵庫県	35.8	3.9	3.1	1.85	32.5	2737	10.23	2,224,977
奈良県	35.2	4.0	3.2	1.95	33.7	2679	8.54	2,005,735
和歌山県	27.3	1.7	3.4	1.97	35.0	2534	5.97	1,864,369
鳥取県	39.3	4.8	4.1	1.92	34.7	2200	5.78	2,096,414
島根県	37.9	3.4	3.7	2.18	37.3	2771	5.80	2,079,878
岡山県	23.7	1.0	3.7	1.82	34.1	24881	4.71	1,930,384
広島県	35.2	3.4	3.6	1.77	34.8	2351	7.89	2,124,006
山口県	25.5	1.1	3.4	2.00	35.8	2347	10.14	1,986,624
徳島県	44.5	5.4	3.2	1.95	34.0	2503	7.40	2,008,460
香川県	22.7	1.0	3.9	2.13	35.6	2208	5.84	1,857,215
愛媛県	25.3	1.3	3.6	1.96	36.5	2415	3.18	1,645,644
高知県	31.9	2.0	5.1	2.58	40.7	2042	5.52	1,741,376
福岡県	27.1	2.0	2.4	2.02	38.0	2796	5.79	1,952,078
佐賀県	39.7	4.3	2.1	2.02	36.9	2842	5.93	2,135,748
長崎県	29.2	1.8	2.1	2.05	37.5	4369	2.29	1,961,897
熊本県	27.6	1.5	2.2	2.00	36.8	2932	3.70	1,932,290
大分県	29.2	1.2	2.6	1.90	36.7	2890	9.59	1,918,271
宮崎県	31.3	1.6	2.9	1.91	40.7	2854	5.08	1,801,004
鹿児島県	35.5	1.9	3.3	2.39	39.5	2900	3.57	1,718,169
沖縄県	53.5	13.2	2.8	1.95	38.0	2630	5.65	2,042,942